

## 株式累積（自動継続）投資口座約款新旧対照表

（赤字下線部変更）

新	旧
<p><b>（配当金・増資・株式分割等諸権利処理）</b></p> <p><b>第11条</b> 共有株式に係る株式の配当金、権利交付金等の果実及び株式分割等諸権利で取得する株式（<u>共有株式と同一の種類</u>の株式に限る。）は、申込者に代って当社が受領のうえ、これを当該申込者の当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し、口座に繰入れてお預りいたします。</p> <p>お預り金は、口座に繰入れ後、第6条（買付けの方法）、第7条（買付時期及び価額）の規定に準じて買付けを行うことにより再投資いたします。</p> <p><b>2～11</b> （現行どおり）</p> <p><b>（累投口座管理料）</b></p> <p><b>第12条</b> 当社は、申込者がこの契約に基づき口座を設定したときは、その設定時及び口座設定後1年を経過するごとに当社の定める所定の累投口座管理料をいただきます。ただし、口座設定時から<u>2</u>年の期間の計算は、口座を設定し、第1回目の払込金の払込みがあった翌月から起算します。</p> <p><b>2</b> （現行どおり）</p> <p><b>3</b> 第1項の料金の計算期間の途中で契約を解除された場合は、第1項の料金はお返ししません。ただし、第14条（解約）第2項第2号又は第<u>7</u>号により第1項の料金の計算期間の途中で契約を解除する場合は、第1項の料金から口座を設定していた期間（契約を解除した月を除き月数で計算します。）に相当する額を控除した金額をお返しします。</p> <p><b>（その他）</b></p> <p><b>第17条</b> 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</p> <p><b>2</b> （現行どおり）</p> <p><b>3</b> 申込者は、この契約に係る共有持分について、他人に譲渡し又は担保に差入れる等一切の処分をすること<u>は</u>できません。</p> <p><b>4</b> 当社は、第2条（申込方法）第<u>3</u>項及び第15条（取引及び残高の通知）の規定に従い、申込者に対し当社よりなされたこの契約に関する諸通知が、転居、不在、その他申込者の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。</p>	<p><b>（配当金・増資・株式分割等諸権利処理）</b></p> <p><b>第11条</b> 共有株式に係る株式の配当金、権利交付金等の果実及び株式分割等諸権利で取得する株式は、申込者に代って当社が受領のうえ、これを当該申込者の当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し、口座に繰入れてお預りいたします。</p> <p>お預り金は、口座に繰入れ後、第6条（買付けの方法）、第7条（買付時期及び価額）の規定に準じて買付けを行うことにより再投資いたします。</p> <p><b>2～11</b> （省略）</p> <p><b>（累投口座管理料）</b></p> <p><b>第12条</b> 当社は、申込者がこの契約に基づき口座を設定したときは、その設定時及び口座設定後1年を経過するごとに当社の定める所定の累投口座管理料をいただきます。ただし、口座設定時から1年の期間の計算は、口座を設定し、第1回目の払込金の払込みがあった翌月から起算します。</p> <p><b>2</b> （省略）</p> <p><b>3</b> 第1項の料金の計算期間の途中で契約を解除された場合は、第1項の料金はお返ししません。ただし、第14条（解約）第2項第2号又は第<u>4</u>号により第1項の料金の計算期間の途中で契約を解除する場合は、第1項の料金から口座を設定していた期間（契約を解除した月を除き月数で計算します。）に相当する額を控除した金額をお返しします。</p> <p><b>（その他）</b></p> <p><b>第17条</b> 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</p> <p><b>2</b> （省略）</p> <p><b>3</b> 申込者は、この契約に係る共有持分について、他人に譲渡し又は担保に差入れる等一切の処分をすること<u>が</u>できません。</p> <p><b>4</b> 当社は、第2条（申込方法）第<u>4</u>項及び第15条（取引及び残高の通知）の規定に従い、申込者に対し当社よりなされたこの契約に関する諸通知が、転居、不在、その他申込者の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。</p>

5 (現行どおり)

附 則

この約款は、一部改正にて2021年5月1日より適用させていただきます。

以 上

5 (省 略)

附 則

この約款は、一部改正にて2019年6月15日より適用させていただきます。ただし、第7条及び第9条の改正は、2019年7月16日より適用されます。

以 上